

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第七号中「に規定する週休日」を「第五条及び第六条第一項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。